

第8回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和3年9月27日（月）午後1時20分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第8回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地改良届について
- 議案第3号 現況証明申請について
- 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画（案）の決定について

<その他>

- 非農地判断の現地確認計画（案）について

出席委員 8名		欠席委員 2名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5		5	植村 功吉
6		6	朝倉 勇二
7	石山 清孝	7	
8	田嶋 秀夫	8	
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	市村 誠		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

7番 石山 清孝

9番 小不動 勝史

<b>【開会】 午後1時20分</b>	
事務局長	<p>定刻を過ぎましたが、お揃いですので、ただ今から第8回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>はじめに、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<b>【会長あいさつ】</b>	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、植村委員さんと朝倉委員さんより欠席のご連絡をいただいております。農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますけれども、7番 石山委員さんと9番 小不動委員さんをお願いしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
<b>【議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について】</b>	
議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。番号1から3を一括して議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、本日はよろしくをお願いいたします。</p> <p>議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。今回の農地法第5条第1項の許可申請は3件です。</p> <p>まず、番号1でございますが、</p> <p>申請人は南越前町で事業を営む方で、譲渡人は南越前町にお住いの方です。申請地は田畑、現況は畑の農地で、合計面積は〇〇㎡です。</p> <p>今回、申請人の事業所付近で資材置場として利用するための適地が見つかり、申請にいたしました。転用にあたり、南側の水路を挟み隣接農地との境にL型擁壁を設置し、土砂等の流出を防止します。雨水は自然流化により用悪水路に放流します。この申請に際し、地元区長や農家組合長、土地改良区等の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。3ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。4ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、上下水道管が埋設されている町道の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の教育施設がある区域であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に番号2でございますが、1ページにお戻りください。</p> <p>申請人は大阪府に本店を置く事業所で、譲渡人は南越前町にお住いの方です。申請地は田、現況は畑の農地で、面積は〇〇㎡です。昨年9月の農業委員会で審議し転用の許可が下り、工場敷</p>

事務局	<p>地をさらに拡大し、業務拡大のための資材置場として利用したいというものです。</p> <p>転用にあたり、東側の水路を挟み隣接農地との境には土留を設置し、土砂等の流出を防止します。雨水は自然流下し道路側溝に放流します。この申請に際し、地元区長や農家組合長の同意を得ています。また、前回の申請時と同様に地元の区長と農家組合長に対して誓約書を交わし、大型車両の出入りに関する安全面の配慮と産廃業者への転用、転売はしないこと、南側農地の耕作者の通行を妨げないこと、土地利用に関して公害防止等関係法令を遵守することを約束されています。</p> <p>位置につきましては、5ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。6ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。7ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分も、上下水道管が埋設されている町道の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の教育施設がある区域であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>最後に番号3でございますが、1ページにお戻りください。</p> <p>こちらは平成30年12月に北陸新幹線工事に伴う作業ヤードとして一時転用していたもので、一部は工事完了により農地に復元され、残り一部を引き続き北陸新幹線工事に伴う作業ヤードとして別の事業所が使用するために、事業計画変更申請により事業承継し、改めて農地法5条による一時転用の許可を申請するものです。</p> <p>申請者は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構と工事請負契約を締結した事業所が北陸新幹線関連工事に伴う作業ヤードとして、田の面積合計〇〇㎡を一時的に借り受けるものです。貸付人は南越前町にお住いの方です。位置につきましては、8ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。9ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>この申請に際し、地元区長や農家組合長、近隣者等からの同意も得られていますし、令和4年12月19日までの一時転用期間満了後は復元して地権者にお返しすることになっております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。10ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農用地区域内の農地でございます。農用地区域内農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>なお、こちらの案件は農用地区域内農地であることから、県の意見を聴く案件でございます。来月開催される県の常設審議委員会に上程いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件でございますが、現地確認の報告を岩寄委員さんお願いします。</p>
岩寄委員	<p>はい、報告します。</p> <p>まず、本来ならば3名で現地確認することになっておりますが、お二人どうしても具合が悪いということで、私1名でさせていただきました。事務局からは3人の都合の良い日がいいのではないかとの問いがありました。私がどうしても都合がつけられなかったことで、大変申し訳ないけれども、難しい点があれば後日、2名にご説明申し上げますからということで、私の方から事務局にお願いして、私1名でさせていただきました。その旨お許しいただきたいということで、ご報告させていただきます。</p>

岩寄委員	<p>まず、1番につきまして、場所は、国道沿いに量販店がございますが、その裏側に当たりますところで、現在は畑になっております。そこを使うということで、許可申請が出ております。袋小路のようなところで、耕作も神社の隣で行っているのみでございます。転用は無理ないかなと思われれます。</p> <p>続きまして2番ですが、一番の事例と同じで、袋小路の状態では右側がJR、左側が雑草に近いような状態です。手前に工場が建ったため、入り口がないという状態でやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>続きまして3番ですが、新幹線の工事用地につきましては、工事続行中ということで、やむをえないと判断いたしました。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および岩寄委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>皆さん良いですかね。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたし、許可相当として県に意見を送付いたします。</p>
<b>【議案第2号 農地改良届について】</b>	
議長	<p>次に、議案第2号「農地改良届について」を議題といたします。番号1から6を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地改良届は6件ございます。いずれも北陸新幹線建設関連工事用地として一時転用している農地の復旧にあたり、嵩上げを行うものです。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>まず、番号1と2でございますが、いずれも申請地は、北陸新幹線工事用地として一時転用している農地で、今年5月の農業委員会で審議し、分断された農地の所有者同士が交換により隣り合わせとした農地ですが、復旧するにあたり町道との高低差が0.5～0.8mあるため、道路と高さを合わせるために嵩上げするという届出です。工事期間は令和3年10月22日までで、工事完了後は農地として有効利用されます。</p> <p>番号1は、南越前町の方が所有の田 面積合計〇〇㎡です。</p> <p>位置につきましては、13ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。14ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>番号2は、越前市の方が所有の田 面積合計〇〇㎡です。</p> <p>位置につきましては、15ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。16ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>次に番号3と4でございますが、11ページにお戻りください。</p> <p>こちらも申請地は、北陸新幹線工事用地として一時転用している農地ですが、復旧するにあたり町道との高低差が0.4mあるため、道路と高さを合わせるために嵩上げするという届出です。</p>

事務局	<p>工事期間は令和3年10月22日までで、工事完了後は農地として有効利用されます。</p> <p>番号3は、南越前町の方が所有の田 〇〇㎡です。</p> <p>位置につきましては、17ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。</p> <p>18ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>番号4は、南越前町の方が所有の田 〇〇㎡です。</p> <p>位置につきましては、19ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。</p> <p>20ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>続いて、番号5でございますが、12ページをご覧ください。</p> <p>届出人は南越前町の方が所有の田 面積合計〇〇㎡です。北陸新幹線工事用地として一時転用している農地の復旧に当たり、4筆の農地を1区画とするために畦畔を撤去し、基盤を切盛りして、耕作土を同じ高さにあわせるものです。工事期間は令和3年10月30日までで、工事完了後は農地として有効利用されます。</p> <p>位置につきましては、21ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。</p> <p>22ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>最後に、番号6でございますが、12ページにお戻りください。</p> <p>届出人は北陸新幹線工事の請負業者である事業所で、申請地は南越前町の方が所有の田 面積合計〇〇㎡です。北陸新幹線工事用地として一時転用している農地で、分断され、耕作面積が狭い隣接する5筆の田を同じ高さに合わせるといふ当初の要望通りに整備するための届出です。工事期間は令和3年10月31日までで、工事完了後は農地として有効利用されます。</p> <p>位置につきましては、23ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。24ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を岩寄委員さんお願いします。</p>
岩寄委員	<p>はい。では、報告いたします。</p> <p>1番と2番につきましては、もう復旧し、いつでも植え付けできる状態であります。</p> <p>続きまして、3番につきましては、あま土を10坪～20坪程広げれば完成という状況でございます。</p> <p>4番は、あま土を広げればまもなく完成の状態です。</p> <p>続きまして、5番はもう少しで整地が終わる状態です。</p> <p>6番につきましては、だいぶ出来上がって、24ページの写真を見てもらえれば分かるかと思いますが、奥の方のあま土を広げれば終わる状態です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、新幹線工事の関係ですね。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および岩寄委員さんからの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。</p>

<b>【議案第3号 現況証明申請について】</b>	
議長	次に、議案第3号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。25ページをご覧ください。 申請人は南越前町にお住いの方で、申請地は畑〇〇㎡でございます。 位置につきましては、26ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。27ページの写真は現地確認の様子です。 申請地は明治時代の頃から住宅地で、当該地は住居に付随する庭等に利用されてきました。一時期は、亡くなった両親たちが家庭菜園として利用されたこともあったようですが、日常的に駐車場として利用されていたとのこと。今後も農地としての利用予定はないことから、現況にあった地目に変更したいというものです。 事務局からの説明は以上です。
議長	はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を岩寄委員さんをお願いします。
岩寄委員	同じく9月14日に現地確認を行いました。 以前は、畑をしておられたようなところもありましたし、一部は雑種地となっていたところもありました。ブロック塀は、隣の家ブロック塀でございますし、奥の方は、スギ林でありました。現況証明申請については、問題ないと判断いたします。 以上です。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および岩寄委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) 無いようでございますので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
<b>【議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について】</b>	
議長	次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(案)の決定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 今回、南越前町長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に係る意見決定を求められています。 29ページをお願いします。利用権設定日は、令和4年1月1日です。農地中間管理機構と利用権設定される農地は208,850㎡、貸し手は51名で借り手は14名、筆数は107筆です。30ページから46ページは、契約に関する詳細な情報を表にしたものでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は、令和3年9月29日です。 また、福井県農地中間管理機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地は、利用権設

事務局	<p>定される農地と一致し、208,850㎡、貸し手は51名で借り手は14名、筆数は107筆です。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項第3項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p>
<b>【その他 非農地判断の現地確認計画（案）について】</b>	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>前回の農業委員会において非農地の現況報告について、事務局から説明がありましたが、今回、南越前町の非農地判断の現地確認計画（案）が出されましたので、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それではご説明いたします。</p> <p>別紙の非農地判断の現地確認計画（案）をご覧ください。</p> <p>前回の農業委員会で、登記地目が田・畑で現況が山林、原野のものが6,217筆ありましたが、このうち南条郡森林組合による山際区域森林現況調査が完了しているものが1,063筆ございました。この1,063筆については、確認済みであり、山林であることを把握しているものですので現地確認は行いません。よって、残りの5,154筆について調査が必要となります。</p> <p>地区によって筆数が異なるため、多い少ないがございますが、地区の委員さんに割当させていただきました。</p> <p>早速、10月から年内の雪が降るまでの間で南条から始めてまいりたいと考えております。</p> <p>山間部の積雪状況によりますが、来年の春ごろから南条地区を再開して今庄地区、河野地区へと進めてまいりたい考えです。地区ごとの農業委員さんと農地利用推進委員さんへ具体的な日時などについてご通知いたしますので、ご協力の程よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、何か質問はありませんか。</p> <p>立ち合いだけになるのかな。</p>
事務局	<p>はい。確認になります。</p>
議長	<p>無いようでしたら、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。</p>
<b>【その他】 午後1時48分</b>	
事務局	<p>はい。事務局から2点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、農地パトロールの報告と併せまして、農業委員会活動記録簿の7月分から9月分を記載いただき、ご報告をお願いいたします。</p> <p>2点目ですが、令和4年からの農業者年金制度改正についてチラシをお配りしております。農</p>

事務局	業者年金加入推進部長の川崎委員さんからご案内させていただきます。 川崎委員さん、よろしくお願いいたします。
川崎委員 (加入推進部長)	はい、お疲れ様です。午後2時から検討会開催ということで、ざっくり行きます。 先般、9月15日に役場別館でオンラインにて農業者年金が若干改正される点について研修を受けました。 事務局の方で、チラシを準備いただいておりますが、1枚目にある通り、若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられるというものです。対象となる方に制限がありますが、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられ、加入しやすくなります。 次に裏面を見ていただきますと、来年4月1日から農業者年金の受給開始時期の選択肢が拡大するというものです。これまでは65歳から年金の請求を行っていましたが、年金をもっともらいたいという方のために75歳まで受給開始時期を引き延ばすことができるというものです。 あと、3番目ですが、条件によりますが、65歳まで加入できるようになるというものです。加入する人のために良くなってきているということが言えますので、覚えておいてください。 チラシもついていきますので、近くの農業者にも年金は将来自分に戻ってきますから、説明し加入の勧奨をいただきますようお願いいたします。 以上です。
議長	それでは次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。
<b>【次回農業委員会開催日について】</b>	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしまして、11月24日(水)午後1時30分から ということでお願いしたいと思っております。場所につきましては、本日と同じく第6会議室で行う予定です。いかがでございましょうか。 (意見なし)
事務局長	それでは、次回は11月24日(水)ということでよろしくお願いたします。 次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めてご通知をさせていただきます。 よろしくお願いたします。 以上をもちまして、第8回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いたします。
川崎会長職務代理者	あいさつ
<b>【閉会】 午後1時58分</b>	